

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	総務部	課税課
	同	納税課
	生活環境部	市民課
	同	各出張所
	福祉保健部	介護保険課

平成19年3月30日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 田中祐二

同 由川盛登

## 監 査 報 告 書

### 1. 監査の対象及び期間 総務部 課税課

監査期間 平成 18 年 11 月 7 日から 12 月 12 日まで

生活環境部 市民課、各出張所

監査期間 平成 18 年 12 月 12 日から平成 19 年 1 月 12 日まで

総務部 納税課

監査期間 平成 19 年 1 月 12 日から 2 月 6 日まで

福祉保健部 介護保険課

監査期間 平成 19 年 2 月 6 日から 3 月 19 日まで

### 2. 監査を実施した委員 別府市監査委員 櫻井 美也子

同 田中 祐二

同 由川 盛登

### 3. 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

### 4. 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

なお、総務部納税課の監査結果に基づいて、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により意見を添えて提出いたします。

#### 課税課関係

##### (1) 県民税徴収委託金について

平成 17 年度歳入額 県支出金・県民税徴収事務委託金 112,417,785 円 と一致し、適切に処理されていたが、決裁文書に発送・施行月日の記入もれが見受けられるので、適切な事務処理に努められたい。

##### (2) 個人市民税の減免について

個人市県民税の減免については、概ね適正に処理されていたが、申請書の日付や決裁文書の発送・施行月日の記載もれが見受けられたので、適切な事務処理をされたい。

(3) 過年度還付・過年度賦課について

過年度還付・過年度賦課は、税務署や市へ本人の申告によるものや、現年の申告書の確認作業中に判明したもの、その後の調査・確認により税額の変更が生じているものが大半であるが、課税の誤謬により修正されたものが見受けられた。

過年度還付・過年度賦課は概ね適正に処理されていたが、一層の財源確保を図る上からも、過年度並びに現年度における課税資料未提出者の把握及び申告の督促には今後も努められたい。

(4) 法人市民税均等割の減免について

平成 17 年度の法人市民税の減免について、事業報告や決算書の添付がないため収益事業を営んでいるかどうか確認できないものや申請書の日付に誤記がみられた。

また、他市において法人市民税の均等割を減免していたが、住民監査請求により収益事業を行っていた法人の減免の誤認を指摘された例もあり、本市においても、法人市民税(均等割)免除申請書については、様式や減免を確認するための添付書類の指導等の改善すべき点を検討され、より慎重な取扱いをされたい。

(5) 市税等の諸証明にかかる手数料の会計年度所属区分について

平成 18 年 3 月 31 日に収納された手数料の一部が、平成 18 年度の歳入として事務処理されているが、地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 3 号の規定により、当該手数料の会計年度所属区分はこれを領収した日の属する年度であるので、同令の規定に基づき適切に事務処理すべきである。

(6) 入湯税について

税額等申告内容の確認処理は良くなされていたが、申告書に印漏れ等不備な点が多く見受けられた。特別徴収義務者への指導を徹底されたい。

申告が遅れているものへの対応については、応援職員の配置等必要な処置を講じ、今後一層厳格な対応を検討し、期限内申告納税を指導されたい。

入湯税特別徴収交付金については、特別徴収義務者に対して納税の奨励金的意味合いの交付金を支出すること自体に疑義があり、他市等の状況を見ても交付していないか廃止を検討している自治体が殆どである。今後減額、廃止に向け早急に着手されることを要望します。

(7) 軽自動車税の減免について

別府市税条例第 90 条の規定により身体障害者等に対し軽自動車税の減免を実施しているが、対象となる障害の程度は、平成 9 年 3 月 27 日付厚生労働大臣官房障害福祉保健部長通知に基づいて判断している。自治事務において過去の通知・通達は、技

術的な助言と位置づけられており、明確な法的根拠とは成りえないと思料される。  
事務処理基準の明確化を検討されたい。

(8) 固定資産税及び都市計画税の減免について

固定資産税等の減免は納税義務者からの申請に基づき行われるものであるが、それによらなく減免の事務を行っているものが見受けられた。納税義務者からの申請をもって減免の事務を行われたい。

また、減免申請に対する処分内容を減免申請者に通知していないものが見受けられたが、審査結果については申請者に通知されたい。

(9) 固定資産税・都市計画税の税額更正、還付金・返還金について

固定資産税・都市計画税の税額更正、還付金・返還金の事務処理については、概ね適正に事務処理がなされていたが、その一部に、より正確な事務処理が行われるべきものが見受けられたので、今後は改善されたい。

市民課、各出張所関係

(1) 市民課、各出張所において手数料の収納事務は概ね良好に処理されていたが、平成18年3月31日に収納された手数料の一部が平成18年度歳入として経理されており、地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定により、当該手数料の会計年度区分は、これを領収した日の属する年度であるので、同令の規定に基づき適正に事務を行うべきである。

中央公民館、東山を除く各地区公民館における住民票等の交付手数料については、別府市会計事務規則第24条第2項を遵守し、払込書等により速やかに金融機関へ入金すべく市民課、生涯学習課において協議し、早急に事務改善されることを要望します。

(2) 委託料について

認証連動機保守委託契約書に収入印紙が貼付されていないものを受領しているが、当該文書を受領するにあたっては十分検証されたい。

委託業務の履行確認に関し、保守委託契約書第8条に定める保守及び修理の完了報告書(保守点検報告書)の徴収漏れについては、受託者に対し契約の遵守と報告書の提出を求め、必ず保管されたい。

(3) 旅費について

平成17年度の市民課の旅費に関する事務処理で、隣接市(公用車使用)の旅行命

令を様式2の旅行命令簿にて処理していたが、様式1の市内等旅行命令簿(外勤簿)にて命令を受け、交通手段(公用車使用等)の記載をされたい。

また、各出張所においては、市内等旅行命令簿(外勤簿)は概ね適切に処理されていたが、市民課では市内等旅行命令簿(外勤簿)は記載がされていないので、今後、適切に処理されたい。

(4) 秋草葬斎場受託事務について

別府市が委託を受け徴収している秋草葬斎場使用料を歳入歳出外現金として取扱っているが、別府市と別杵速見地域広域市町村圏事務組合との間の別杵速見地域広域市町村圏事務組合秋草葬斎場の事務委託に関する規約第4条に基づいて、別府市歳入歳出予算に計上するべきである。

また、同規約第5条では「別府市長は、徴収した使用料を毎翌月20日までに組合に納入しなければならない。」と定められているが、20日を経過した後に納入した月が見受けられたので、今後は規約を遵守されたい。

次に、死体埋火葬許可兼使用許可申請書・死胎、汚物等埋火葬許可兼使用許可申請書・使用料減免申請書に不備が見受けられたので、今後は適正に事務処理を行われたい。

(5) 自動車臨時運行許可事務について

道路運送車両法(以下「法」という。)で、自動車は国の検査・登録を受けなければ運行の用に供してはならないとされている。法第35条に規定される臨時運行許可制度は自動車検査登録制度の例外的な扱いである。

平成18年度4月、5月に受付をした自動車臨時運行許可申請に係る事務等について監査しましたが、自動車臨時運行許可証の交付にあたり、許可証に記載すべき有効期間の記載漏れ、また、有効期間の期日に誤謬が見受けられた。

許可証発行の際、許可という行政処分内容を確認して行えば適切にできる事務である。例外的に運行できる許可であることを真摯に考え、慎重に臨時運行許可事務を行うべきである。

納税課関係

(1) 市税の過誤納金の還付並びに充当について

市税の還付未済金の取扱いについては、今後も還付・充当は遅滞なく事務処理され、還付未済金の減少により努力されたい。

(2) 滞納処分（財産差押処分）について

財産差押等の処分実施により、滞納額減少の効果は現れているが、今後も滞納者の滞納状況を詳細に把握し、納税誓約違反には早い時期の差押を実施する等、滞納金の徴収事務には万全を期するよう努められたい。

また、一部の事務処理で下記のとおり検討・改善すべき事項が見受けられたので、今後、効率的な事務処理に努められるよう要望する。

- ① 調査した滞納処分の滞納処分進行記録の中で、約1年間の記載のもれが数件見受けられたが、担当者の説明では他の税目の命令票の裏に書かれていたものが完納となり、廃棄されたのであろうとのことであった。

滞納処分進行記録は滞納処分に至った経過として重要なものであることから、詳細な記入に努めるとともに、特に保管には十分注意されたい。

- ② 動産の差押は、近年実施されていない。価格の査定・差し押さえた財産の保管場所の確保等の諸問題も考えられるが、この事も含めて検討されたい。

(3) 旅費について

普通旅費については、別府市職員等の旅費に関する条例及び同施行規則に基づき、適正に旅行命令が発せられ、その旅費の積算及び執行も適正であるが、別府市職員服務規程第7条に規定する出張の復命について、1週間を経過して復命が行われているものがある。

同規程に基づき復命を行われたい。

(4) 市税等の収納事務について

平成18年4月3日から11日まで及び5月31日から6月9日までの市税収納消し込み事務並びに18年3月末から6月にかけて税の徴収で使用した領収証書原符綴の抽出監査を行った。

市税等の収納消し込み事務については、特段の指摘事項はありません。

次に、収納した現金等の指定金融機関への払い込みは概ね適正に行われていたが、書き損じ領収証書の取扱いが不定であるので、別府市会計事務規則第25条第9項の規定に準じて行うよう周知されたい

## 意 見 書

平成18年度に実施した監査の結果に基づき地方自治法第199条第10項の規定により下記のとおり意見を提出する。

### 納税貯蓄組合について

納税貯蓄組合は、市民の納税意欲の向上、育成及び市税の納期内納付の推進等本市の税務行政に貢献してきたところであるが、口座振替制度の普及など社会情勢の変化、組合数及び組合員数の減少、組合に加入していない一般納税者との公平性を考慮すると制度そのものを見直す時期にきていると思慮されます。

本市においても平成17年度より完納奨励金の交付率を削減したところであるが、廃止・縮小の傾向にある県内他市の状況等もふまえ、見直しを要望します。

## 介護保険課関係

### (1) 介護保険の居宅介護及び介護予防住宅改修費について

平成18年9月から19年1月に支給された居宅介護及び介護予防住宅改修費について監査しました。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書の様式が、平成18年4月1日改正施行された介護保険法施行規則第75条第1項及び第94条第1項の規定内容に一部適合していない。

また、同規定に定める事前申請、事後申請の趣旨に沿う実態事務が行われていると認められるが、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者から提出された申請書及び書類等の受理が、形式的には事後申請の形態で事務が行われている。

住宅改修費支給申請書の様式変更と提出された申請書及び書類の取扱いについては、同規定に基づき行うべきである。

### (2) 福祉用具購入費について

福祉用具購入費の支出事務について、償還払・受領委任払の各支給申請書等関係書類を抽出監査したところ、概ね適正に処理されていたが、受領委任払時に発行する特定福祉用具等給付確認券の有効期限を数日経過し、福祉用具を購入し申請したものが見受けられた。

給付確認券の有効期限を遵守した適正な事務処理に努められたい。

### (3) 介護保険料の収納事務について

介護保険料の収納事務については、概ね適正に実施されていたが、別府市介護保険条例第9条第1項第5号に基づく保険料の減免措置については、別府市介護保険料の徴収猶予又は減免に関する要綱第5条のただし書きを機械的に一律適用していることは適切ではなく、減免申請者の現況に即して対応していくべきである。

また、介護保険料は、介護保険法第144条において地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされ、地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入であるが、高齢の低所得者への配慮も有り、差押等の処分は現状では行われていない。

収納率を向上させる為にも介護保険法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法の変更及び同法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止の導入を早期に検討されたい。

### (4) 高額介護（介護予防）サービス費について

介護保険高額介護サービス費の被保険者氏名（請求者本人）と振込指定口座名義人が異なる場合において、被保険者の振込指定口座名義人を指定する意思が確認できる



書類等が添付されていないものが見受けられた。口座名義人に高額介護サービス費の受領に関する権限を委任する委任状を徴すべきである。

(5) 介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）について

平成18年4月から平成19年1月に提出された介護保険負担限度額認定申請書について監査したところ、次の事項が判明したので今後改善を行うよう指摘する。

① 被保護者の負担限度額認定については、厚生労働省の通達に「被保護者に対する負担限度額認定は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとする。」と定められているが、介護保険負担限度額認定申請書（様式第18号）に生活保護が開始された日付の記載がなく、負担限度額を遡及して認定しているもの等が見受けられた。

今後は申請書に生活保護開始日の記載欄を設ける等、適切な事務処理を行うよう善処されたい。

② 介護保険負担限度額認定申請書の別府市長あての申請日が記載されていないものが多数見受けられた。負担限度額の認定の基準日については、厚生労働省の通達により「申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとする。」と定められており、申請日は認定の基準日の根拠となるものである。

申請書については、記載漏れ等の無いよう申請者に適切な指導を実施されたい。